

IC 証券に関する個人情報取扱関連規則 目次

| | |
|--------|-----------|
| 第 1 条 | 規則の目的 |
| 第 2 条 | 変更 |
| 第 3 条 | 用語の意義 |
| 第 4 条 | 個人情報の利用目的 |
| 第 5 条 | 目的外利用の制限 |
| 第 6 条 | 適正な取得 |
| 第 7 条 | 利用目的の変更 |
| 第 8 条 | 情報提供の制限 |
| 第 9 条 | 委託の場合の取扱い |
| 第 10 条 | 開示等の請求 |

IC 証票に関する個人情報取扱関連規則

2023.9.1 現在

【規則の目的】

第 1 条 この規則は、阪急電鉄株式会社(以下「当社」という)の第一種鉄道線(以下「当社線」という)における IC 証票に関する個人情報等の取扱いについて規定し、旅客の個人情報の保護を図ることを目的とする。

【変更】

第 2 条 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第 3 条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) IC 証票とは、IC 証票取扱規則に定めるポストペイ式 IC 証票ならびに SF 式 IC 証票をいう。
 - (2) 利用情報とは、IC 証票取扱規則およびポストペイサービス取扱規則に基づき、旅客が IC 証票によって当社線内および当社線と連絡する社局線相互間において乗車した履歴等の当社線の利用に関する情報をいう。
 - (3) 登録情報とは、旅客の氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、申請割引種別、申請割引区間等、当社が適用する旅客の割引の登録に関する情報をいう。
 - (4) 属性情報とは、ポストペイ式 IC 証票や記名式 SF 式 IC 証票、ならびに IC 定期券の発行申込時に、旅客が当該 IC 証票ならびに IC 定期券の発行者に提出する書類に記入もしくはシステムから入力し、または旅客がその後更新した旅客の氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号等の、旅客の属性に関する情報をいう。
- 2 この規則において、前項第 2 号から第 4 号までの情報を総称して個人情報という。

【個人情報の利用目的】

第4条 IC 証票に関する旅客の個人情報の利用目的は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当社が、当社線内において IC 証票取扱規則等に定めるところにより、IC 証票による運送サービスおよびポストペイサービスの取扱いに必要な範囲で、旅客の個人情報を確認すること、旅客の求めに応じて旅客本人の利用情報を提供すること、ならびに IC 証票の再発行業務および IC 証票の利用上の案内業務等を行うこと
- (2) 当社が、当社線内において IC 証票取扱規則等に定めるところにより、ポストペイ式 IC 証票による運送サービスおよびポストペイサービスの取扱いに必要な範囲で、旅客の利用情報、登録情報を利用して、旅客の支払運賃額等を計算すること
- (3) 当社が、旅客の利便性向上と当社の能率的な経営を実現するために、当社の経営統計上の分析、事業運営上の調査、販売促進の活動、新規事業および新規商品の開発、企画、立案等、ならびに必要な場合における定期券の発行業務、定期券紛失時の旅客への連絡、他社局連絡定期券の申込内容の当該各社局への連携等、当社の正当な業務遂行に必要な範囲で、これを利用すること
- (4) 第1号に規定する IC 証票のうち小児用 ICOCA ならびに ICOCA 定期券については、障害再発行時等に本人確認や必要な連絡を行うため、西日本旅客鉄道株式会社を管理責任者として、当社および ICOCA を発売する他社局で属性情報を利用すること

【目的外利用の制限】

第5条 当社は、旅客の個人情報について、法令に基づく場合を除き、予め旅客本人の同意を得ないで前条に定める目的の範囲をこえて取り扱わない。

【適正な取得】

第6条 当社は、旅客の個人情報の取得にあたり、法令を遵守し、適正に取得する。

【利用目的の変更】

第7条 当社は、第4条に定める旅客の個人情報の利用目的を変更する場合、合理的な範囲内で変更するものとし、旅客に対し、当社鉄道施設内における掲示等の方法により、変更後の利用目的を公告する。

【情報提供の制限】

第8条 当社は、法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しない。

【委託の場合の取扱い】

第9条 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、当社が情報に関して十分な安全管理水準にあることを確認したうえで業務を委託する者(以下「委託者」という)に対して、個人情報の預託を行う。

【開示等の請求】

第10条 当社は、他の規則等により定められている場合を除き、旅客から当社の保有する当該旅客自身の個人情報の開示等の請求があった場合は、公的証明書等の呈示により当該旅客が本人または代理人であることを確認したうえで、合理的な期間および範囲で、当社が別に定める手順により当該旅客に回答するものとする。

2 前項に規定する開示等の請求の概要は、次の各号のとおりとする。

(1) 利用目的の通知

当社の保有する個人情報に関して、当該旅客自身の個人情報に係る利用目的の通知を請求する場合。

(2) 開示

当社の保有する個人情報に関して、当該旅客自身の個人情報の開示を請求する場合。

(3) 訂正・追加・削除

当社の保有する個人情報に関して、当該旅客自身の個人情報に事実と異なる内容があるときに、訂正、追加または削除を請求する場合。

(4) 利用停止・消去・第三者提供停止

当社の保有する個人情報に関して、当該旅客自身の個人情報の利用停止、消去または第三者提供停止を請求する場合。